

00778

毎週火、金曜日発行（但休日に当るとときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示

目次

- 土地改良区役員の就任
- 土地改良区役員の氏名の訂正
- 建設業者の登録
- 建設業者の更新登録
- 土地の立入り測量及び物件調査
- 医療機関の指定
- 臨時種畜検査の実施
- 牛のピロプラズマ病の検査
- ◇公安規則 幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部改正
- 昭和三十四年五月十四日付鳥取県告示第二百六十号中訂正

告示

鳥取県告示第三百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十項の規定により、福吉土地改良区から次のように役員が就任した旨届出があつた。

昭和三十四年六月二十三日

就任した役員の氏名及び住所

理事 西村 音造 倉吉市福吉町二丁目

石破 二朗

井中 金藏

長石 乙吉

坂根 虎藏

森下 浅太郎

田村 物市

山田 高市

大川市太郎

岸下義太郎

浦川 実蔵

西川 岩松

坂本 武男

田村 次郎

監事

鳥取県知事登録番号	登録年月日	鳥取県知事 石 破 二 朗									
(ほ)第二四三三号	昭三四、二、一三	鳥取県知事 石 破 二 朗									
建設業法(昭和二十四年法律第百号)	第八条の規定により次のように建設業者登録簿に更新登録した。										
昭和三十四年六月二十三日											
鳥取県告示第三百五十七号											
第五五〇号	第五五一号	第五五二号	第五五三号	第五五四号	第五五五号	第五五六号	第五五七号	第五五八号	第五五九号	第五六〇号	
倉吉建設株式会社 倉吉市宮川町一三一	倉吉建設株式会社 倉吉市宮川町一三一	三朝建設株式会社 東伯郡三朝町大字本泉	木村建設 鳥取市国安	河村組 八頭郡智頭町大字新見二〇九	藤原建設有限会社 米子市道笑町二丁目一九	伯耆鑿泉管工業所 東伯郡東伯町浦安一五四	馬田建設 西伯郡大山町大字坊領二八九	有限会社佐治土建 八頭郡佐治村大字古市	岩美郡岩美町大字岩本 日野郡日南町大字多里	福本工務店 気高郡青谷町四九九	
石田正一 谷本順一	木村寿男 河村脩	藤原福徳 小豆沢敏	馬田達夫 福田信義	福本芳治 今田金治	福本登 大西登						

昭和三十四年五月十六日設立総会において総選挙の結果当選し、五月二十三日就任、任期三年。

鳥取県告示第三百五十五号

志津土地改良区からさきに届出のあつた就任役員の氏名について、次のように訂正する旨届出があつた。

昭和三十四年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
(ほ)第五四五五号	昭三四、三、四	株式会社小林組	鳥取市行徳一八四	小林菊造
第五四六号	昭三四、三、四	今鳥建設	八頭郡郡家町大字万代寺一二六	今鳥菊雄
第五四七号	昭三四、三、九	杉本組	東伯郡東伯町大字下伊勢	杉本初藏
第五四八号	昭三四、三、一二	石田建設工業所	倉吉市瀬崎町二六四の一	石田重富
第五四九号	昭三四、二八	近藤組	氣高郡氣高町大字勝見	近藤栄

一起業者	建設大臣
事業の種類	1 一級国道九号線湖山改築工事 2 一級国道九号線酒ノ津舗装新設工事
立ち入ろうとする区域	1 鳥取市伏野 2 気高郡気高町大字酒ノ津

鳥取県告示第三百五十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条
第一項の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十四年六月二十三日

鳥取県告示第三百六十号

地方臨時種畜検査を次のように実施する。

昭和三十四年六月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

期 日 檢 查 地

期	日	検	查	地
郡	市	町	村	場所
七月十一日午前九時	米子市	勝田町		米子家 和牛
" 十三日 "	東伯郡	東伯町		畜市場
" 十七日 "	倉吉市	東町	倉吉	" "
" 三十日 "	八頭郡	船岡町	船岡	" "
八月 四日	鳥取市	古海	古海	" "
" 四日午後一時	気高郡	気高町	浜村	" "

鳥取県告示第三百五十九号

指定年月日 名称 所在地 管轄保健所名

昭和三十四年 小松 医院 鳥取市今町一丁 目七十四番地

次のようにピロプラズマ病の検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に對して検査をうけること

第四五三号	三、二三 竹内建設	八頭郡郡家町大字久能寺	竹内 義国
第二五一號	三、一九 田野組	鳥取市南本寺町五八	田野 秀吉
第二五二號	三、二八 有限会社沢田組	" 今町二丁目六九	沢田 松次郎
第三七一号	三、一七 松本組	" 下味野二五ノ二	松本 龍藏
第二五六號	三、三〇 小川建設	八頭郡船岡町上野二二	小川 市藏
第三七二號	三、一七	昌立建設株式会社	"
第二〇九號	三、九 松本組	日野郡根雨町下榎二一〇の二	松本 政一
第四五四號	四、一五 協和建設有限公司	西伯郡西伯町法勝寺	谷田 晃
第四五五號	四、二五 木村組	" 中山町束積三六一	佐伯 武寿
第二五七號	四、二一 川端組	日野町江府町小江尾	川端 勇雄
第四五六號	五、二 西山建設	西伯郡名和町字押平	西山万治郎
第四五七號	五、一六 坂田組	" 大山町神原	坂田 幾松
第二一五號	五、八 中野組	岩美郡国府町大字下麻生	中野 義晴
第四五八號	五、一六 株式会社沢田商会	鳥取市今町二丁目	沢田 武二

鳥取県告示第三百五十八号	土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一
第一条の規定により、次の区域に立ち入り、測量及び	

物件調査をする旨中国地方建設局長から通知を受けた。

昭和三十四年六月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

昭和三十四年六月二十三日

を命ずる。

昭和三十四年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ピロプラズマ病予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。ただし、生後四月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法 血液塗まつ検査

別表

実施月日	実施区域	実施場所
六月二十二日	日野郡日南町多里	多里家畜検診所
二十三日	" " 日野上	日野上 "
二十四日	" " 山上	山上 "
二十五日	" " 石見	石見 "
二十六日	" " 福栄	福栄 "

昭和三十四年六月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

公安委員会規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、

名称、位置、担任区域及び受持区域等に關する規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、

担任区域及び受持区域等に關する規則（昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改

正する。

別表 二 鳥取県郡家警察署の項中

一〇	八東町安井"	八東町大字安井宿	八東町のうち 大字日下部、安井宿、新興寺、小別府
一一	" 才代"	大字才代	" 大字横田、茂田、才代、東、皆原、岩淵、 茂谷、三浦、銀治屋、三山口、清徳、柿原、佐崎、奥野、 丹比村のうち
一二	" 才代"	才代"	" 大字横田、茂田、才代、東、皆原、岩淵、 茂谷、三浦、銀治屋、三山口、清徳、柿原、佐崎、奥野、 丹比村大字德丸
一三	" 富枝"	富枝"	" 大字北山、富枝、用呂、志谷、日田、稗 谷、横地、妻鹿野、中 丹比村のうち
一四	" 富枝"	大字富枝	" 大字重枝、德丸、南、島 大字北山、富枝、用呂、志谷、日田、稗 谷、横地、妻鹿野、中

を

同表

鳥取県黒坂警察署の項中

に改め、

45 42 38 33 32 27 16 頁

正 誤

昭和三十四年五月一日から適用する。

丸山町 自一一一番の二
至一一四番の二
並びにこれに伴う道路水路等国有者の全部

下横町 五番の一(一部)
茶町 六三番の五一部

藪片原町 自四一一番の九
至六二番の七

川土地土地区画整理地区)

行徳 字善右門田
丸山町 自二一一番の二
至二四番の二
並びにこれに伴う道路水路等国有地の全部

下横町 五番の二(一部)

茶町 六三番の五(一部)

藪片原町 自四一一番の九
至六二番の七

川土地土地区画整理地区)

署	詰	黒坂町	黒坂町
二	根雨町本郷巡回駐在所	根雨町大字本郷	根雨町のうち大字黒坂、下菅、小河内、福長、久住、安原、下榎、榎市
三	" 上町 "	" 上町 "	" 大字三土、根雨の一部 "
四	" 中町 "	" 下町 "	" 大字板井原、金持、貝原、三谷、舟場 "
一	署	詰	黒坂町
二	日野町本郷巡回駐在所	日野町大字黒坂	日野町大字黒坂、上菅、中菅、下菅、小河内、福長、久住
三	" 上町 "	大字本郷	" 大字別所、小原、野田、津地、本郷、安原、下榎、榎市 "
四	" 中町 "	大字根雨	" 大字根雨の一部 "
		" 板井原、金持、貝原、三谷、舟場、高尾 "	" 大字根雨、門谷、三土、秋繩 "

を改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、八東町にかかる改正部分は昭和三十四年五月十五日から、日野町かかる改正部